

# 新元号の休日取り扱いについて

新天皇が即位される 2019 年 5 月 1 日は 1 年限りの祝日となります。祝日に挟まれた平日は休日となり、今年は 10 連休となるため 労務管理上注意が必要です。

## はじめに

皇太子さまが新天皇として即位される 2019 年 5 月 1 日は、1 年限りの祝日となります。そして祝日に挟まれた平日は休日とする祝日法の規定により、昭和の日（4 月 29 日）と即位の祝日に挟まれた 4 月 30 日と、即位の祝日と憲法記念日（5 月 3 日）に挟まれた 5 月 2 日が休日となります。

この結果、4 月 27 日から 5 月 6 日まで土曜日、日曜日、祝日、休日が続き、土曜日も含めた「10 連休」となる人が多くなります。以下、労務管理上注意すべきポイントについて Q&A 方式で解説します。

4/27 土	
28 日	
29 月	昭和の日
30 火	祝日に挟まれた休日
5/1 水	即位・改元
5/2 木	祝日に挟まれた休日
5/3 金	憲法記念日
5/4 土	
5/5 日	こどもの日
5/6 月	振替休日

連続 10 日の休日

**Q1**：祝日は休日にしなければならないか？

**A1**：国民の祝日を会社の休日とするかどうかについては、就業規則の定めによります。法律上必ず国民の祝日を休日としなければならないわけではありません。

**Q2**：1 年単位の変形労働時間制にかかる協定で勤務日と決めたのちに祝日となった場合はどうなるか？

**A2**：1 年単位の変形労働時間制にかかる協定で 4/30、5/1、5/2 を勤務日と決定していて、のちに改元に伴い

祝日となった場合は、原則として協定を優先し当該祝日を休日に変更することは必ずしも要しません。

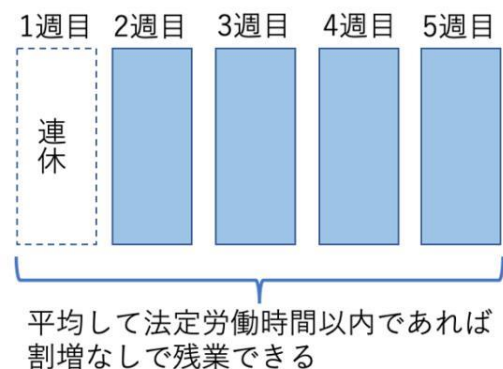
**Q3**：新たに休日になった日に勤務させる場合、賃金の割増は必要か？

**A3**：賃金規程の定めによります。賃金規程で「祝日に勤務した場合は割増賃金を支払う」と定めてある場合、割増の必要があると解するべきでしょう。

ただ、今回の改元に伴う祝日増加により休日を増やした場合、月給制労働者にとっては実質的利益となっており、そこにさらに割増賃金を払うのは企業にとって負担になります。臨時の祝日取り扱いを別途定めることを検討してもいいでしょう。

**Q4**：祝日増加により勤務時間が減った分を連休明けに残業させた場合、割増賃金を支払わなくて良いか。

**A4**：原則として連休明けの残業に対しては割増賃金を支払わなければなりません。ただし事前に「1ヶ月単位の変形労働時間制」の労使協定を結ぶことで、連休明けの勤務時間を長くすることが可能です。



今回の祝日の定めは数十年に一度というイレギュラーな事案であるため、会社の状況を元に休日や賃金の取り扱いを個別に検討していく必要があります。詳しくは当事務所までご相談ください。